



補助金をご活用ください！

ブロック塀等撤去改修事業補助金制度

問い合わせ 建築指導課 ☎229-3187 ㊟229-3336

強度不足や老朽化が著しいブロック塀等は大規模な地震の際に倒壊しやすく、多くの二次災害をもたらします。津市では、災害時の市民の安全を守り避難経路を確保するため、道路に面するブロック塀等を撤去・改修する際にかかる費用の一部を補助します。ぜひご活用ください。

対象 市内に設置されているブロック塀等を所有する個人・法人

対象要件 道路に面するもので、高さ1m以上※1、かつ2段積み以上のブロック塀等を全て撤去する工事、または撤去と併せてフェンス等を設置する工事※2で、来年1月末までに完了する見込みのもの

※1 道路と敷地地盤面の高さが異なる場合は、道路面からの高さが1m以上

※2 フェンス等の設置のみの工事は対象外

ブロック塀が倒れると…

緊急車両の
通行の妨げに
なります



倒壊により
けがをする危険が
あります



津波などからの
迅速な避難を
妨げます



補助金額

撤去する場合

ブロック塀等の撤去に要する費用

撤去するブロック塀等の長さ×1万円(1m当たり)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{ブロック塀等の撤去に要する費用} \\ \text{撤去するブロック塀等の長さ} \times 1 \text{万円} \end{array} \right\} \times \frac{1}{2} =$$

補助金額
(上限10万円)

改修する場合

フェンス等の設置に要する費用

設置するフェンス等の長さ×1万円(1m当たり)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{フェンス等の設置に要する費用} \\ \text{設置するフェンス等の長さ} \times 1 \text{万円} \end{array} \right\} \times \frac{1}{2} =$$

補助金額
(上限10万円)

※撤去と合わせて改修をする場合は、上記の補助金額を合計した金額となります。

申し込み 建築指導課または各総合支所地域振興課にある申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えていずれかに提出

※交付決定前に工事の契約・着手したものは対象外。詳しくは津市ホームページをご覧ください、お問い合わせください。



生態系に被害を及ぼす特定外来生物にご注意を

問い合わせ 環境保全課 ☎229-3140 ㊟229-3354

外来生物とは、もともと日本にいなかったにもかかわらず人の手によって海外から入ってきた生物のことです。その中でも特定外来生物は、生態系などに被害を及ぼすものとして環境省が指定した生物です。特定外来生物は飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが禁止されていて、違反すると個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます。

特定外来生物の例 ブルーギル、ブラックバス(コクチバス、オオクチバス)、アライグマ、カミツキガメ、セアカゴケグモ、オオキンケイギクなど

※セアカゴケグモは市内各地で見つっています。雌は毒を持っていますが、攻撃性はありません。市販の殺虫剤(ピレスロイド系)や、靴で踏みつぶすなどして簡単に駆除できます。

外来生物被害予防3原則 外来生物に関わる際には「入れない・捨てない・広げない」の3原則を守って適切な対応をお願いします。



セアカゴケグモ



カミツキガメ



オオキンケイギク

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報津に掲載のイベント等は内容の変更や、中止または延期の可能性があります。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。

また、イベント等の会場では手指消毒、検温、連絡先の確認などにご協力ください。